

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和5年7月5日

木曾岬町農業委員会

木曽岬町農業委員会会議録

令和5年7月5日午後7時00分に、木曽岬町農業委員会総会は木曽岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄
3番 黒宮 俊明
4番 横田 法行
5番 平野 洋二
6番 黒宮 喜代子
7番 岡村 なつ枝
8番 白木 齊
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

2番 浅井 弘幸

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲
伊藤 博幸
花井 文彦

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。
只今より、木曽岬町農業委員会を開催いたします。
本日の欠席委員は、浅井弘幸農業委員と加藤哲也推進委員と伊藤久志推進委員です。
よって出席委員は、農業委員8名、推進委員3名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。
書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、多賀 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、白木斉委員、岡村なつ枝委員にお願い致します。
ご両名の方、よろしくお願ひ致します。
それでは、議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
以上の3議案を上程致します。
只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会事項書に基づき説明をさせて頂きます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明をさせて頂きます。本件につきましては、申請は [] 件、[] 件合計 [] 件 [] m²です。

本件の内容ですが、事項書3ページの1番の所有権移転については、[] 番の[] 筆、地積は [] m²の1/2、譲渡人は、[] 番地の[] 番、譲受人は[] 番地 [] の[] で

贈与による所有権移転です。2番の所有権移転については、
■番の■筆、地積は■m²の1/4、譲渡人は、■番地の■
■、譲受人は■番地の■で贈与による所有権移転です。■の
使用貸借権については、■番の■筆、地積は■m²、貸付人は、
■番地の■、譲受人は■番地の■で■による
使用貸借件です。

本件については、別で配布しました「令和5年7月5日開催農業委員会農地
法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権
利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合
には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請
書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くも
のです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の
所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に
利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農
地の利用の状況ですが、1番は所有地の自作地が■の■m²と貸付地が■
の■m²です。2ページの2番は所有地の自作地が■の■m²と畑の
■m²、貸付地が■の■m²です。3番は所有地の自作地が■の■
m²と■の■m²です。

次に1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状
況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、1番の作付作物については、
■で■が■m²です。3ページの2番は■で■等が■m²、■で
■等が■m²です。3番は■で■等が■m²、■で■等が■
m²です。

機械の所有状況は、1番は■台、■台、■台、■
台をリースしています。2番は■台、■台、■台、■
台の所有、3番は■台、管理機■台、■台、■
台の所有です。4ページの農作業に従事する者としては、1番は■年の農作業
歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力はございません。申請地ま
での距離は■kmで移動時間は■で■分です。2番は■年の農作業歴があ
り、その他労働力は■の■名で、申請地までの距離は■mで移動
時間は■で■分です。3番は■年の農作業歴があり、その他労働力は■
の■名で、申請地までの距離は■mで移動時間は車で■分です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に5ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後にお
いて農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこと
になります。

1番は農作業に従事する者の氏名は: [REDACTED]歳、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係は[REDACTED]、農作業への年間従事日数は[REDACTED]日です。2番は農作業に従事する者の氏名は: [REDACTED]歳、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係は[REDACTED]、農作業への年間従事日数は[REDACTED]日、[REDACTED]歳、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係は[REDACTED]、農作業への年間従事日数は[REDACTED]日、[REDACTED]歳、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係は[REDACTED]、農作業への年間従事日数は[REDACTED]日、[REDACTED]歳、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係は[REDACTED]、農作業への年間従事日数は[REDACTED]日です。3番は農作業に従事する者の氏名は: [REDACTED]歳、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係は[REDACTED]、農作業への年間従事日数は[REDACTED]日、[REDACTED]歳、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係は[REDACTED]、農作業への年間従事日数は[REDACTED]日、[REDACTED]歳、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係は[REDACTED]、農作業への年間従事日数は[REDACTED]日です。

次の5号6号については該当なしです。

次に資料の6ページの6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可する出来ないこととなります。

1番2番3番ともに、「集団性への影響は無く、周辺地域への営農を阻害する要因はない。万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、当方で責任を持って解決する。」としています。

また、資料の7ページの7地域との役割分担につきましては、1番2番3番ともに、「地域の水利調整に参加し、取り決めを遵守します。地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」としています。

以上により事務局としては、1番2番3番について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

事項書に戻りまして4ページの「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は[REDACTED]件、[REDACTED]m²です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

5ページの申請番号1番について、区分は貸借権、申請地が[REDACTED]番 地目[REDACTED]、地積は[REDACTED]m²で、貸付人は[REDACTED]番地[REDACTED]、借受人は[REDACTED]番地[REDACTED]です。

当該申請は[REDACTED]としての転用で、隣接地の状況は、北が[REDACTED]

■、西と東が■、南が■です。雨水排水は、敷地内で集水し南側都市下水路へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて申請番号2番について、区分は貸借権、申請地が■番■、地目■、地積■m²で、貸付人は■番地■、借受人は■番地■です。

当該申請は譲受人が営む■に使用する水槽としての転用で、隣接地の状況は、北と西が■、東が申請番号■番の■、南が■です。雨水排水は、敷地内で集水し南側既設側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、■が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて申請番号3番について、区分は貸借権、申請地が■番■、地目■、地積■m²で、貸付人は■番地■、借受人は■番地■です。

当該申請は分家住宅としての転用で、隣接地の状況は、北が■、東が■、西が申請番号■番の■、南が■です。雨水排水は、敷地内で集水し南側既設側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて申請番号4番について、区分は貸借権、申請地が■番■、地目■、地積■m²で、貸付人は■番地■、借受人は■番地■です。

当該申請は譲受人が営む運送業に使用する駐車場としての転用で、隣接地の状況は、北が■、東、西、南が■です。雨水排水は、北側既設側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させて頂きます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を

賜りますようお願いします。

[休会 午後 7 時 15 分]
(申請書回覧)

議 長 それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を開いたします。

[開会 午後 7 時 25 分]

議 長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「加藤哲也委員」ですが、本日欠席しておりますので、事務局お願いします。

事務局 加藤哲也委員より意見を伺ってますので代わりに報告します。親子間の贈与であり特に問題ないと判断しました。のことです。

議 長 次に農業委員の「槇田法行委員」のご意見をお願いします。

槇田法行委員 親子間の贈与であり問題ないと判断しました。
議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「2番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「加藤哲也委員」のご意見を事務局お願いします。

事務局 先ほどと同じく、親子間の贈与であり問題ないと判断しました。のことです。

議 長 次に農業委員の「黒宮俊明委員」のご意見をお願いします。

黒宮俊明委員 同じく問題ないと判断しました。
議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「3番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。 はじめに推進委員の「平松和憲委員」のご意見をお願いします。
平松和憲委員	特に問題ないと判断しました。
議長	次に農業委員の「加藤光雄委員」のご意見をお願いします。
加藤光雄委員	同じく問題ないと判断しました。
議長	他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
	(特になし)
議長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
議長	推進委員の「伊藤久志委員」ですが、申請者でございますので、会長の私が説明を受けましたので意見を言わせていただきます。
議長	住宅の並びの中での転用であり問題ないと判断しました。
議長	次に農業委員の「黒宮喜代子委員」のご意見をお願いします。
黒宮喜代子委員	同じく問題ないと判断しました。
議長	他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
	(特になし)
議長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「2番」「3番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。 はじめに推進委員の「花井文彦委員」のご意見をお願いします。
花井文彦委員	どちらの案件も問題ないと判断しました。
議長	次に農業委員の「平野洋二委員」のご意見をお願いします。
平野洋二委員	稼業での利用地と息子さんの家の建築であり問題ないと判断しました。

- 議長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- (特になし)
- 議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「4番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「平松和憲委員」のご意見をお願いします。
- 平松和憲委員 議長 特に問題ないと判断しました。
- 議長 次に農業委員の「加藤光雄委員」のご意見をお願いします。
- 加藤光雄委員 議長 同じく問題ないと判断しました。
- 議長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- 議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いま
すが、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申
請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。
- 議長 次に、「2番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「2番」は、原案どおり可決決定致します。
- 議長 次に、「3番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)

- 議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「3番」は、原案どおり可決決定致します。
- 議長 次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。
続きまして、「2番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員数)
- 議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「2番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。
続きまして、「3番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「3番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。
続きまして、「4番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「4番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。
- 議長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7 時 35 分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和 5 年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員